

医療情報システム検討会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院の電子カルテシステム、部門系システム等の開発に関する方針を策定することを目的に、医療情報システム検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(所轄事項)

第2条 検討会は、次の事項を審議する。

- (1) 医療情報システムの管理・運営に関すること
- (2) 医療情報システムの機能改善及び更新に関すること
- (3) その他、情報システムに関すること

(組織)

第3条 検討会の構成は次の通りとする

- (1) リーダーは院長が指名する。
- (2) 副リーダーはリーダーが指名する。
- (3) リーダーは、会務を総理し、リーダーに事故ある時は副リーダーがその職務を代理する。

(会議)

第4条

- (1) 検討会は必要に応じてリーダーが招集する
- (2) 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することは出来ない。
- (3) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時はリーダーが決定する。

(関係者の出席)

第5条 リーダーは、必要があると認めたときは関係者を会議に出席させ、意見または説明を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、経営システム課において行う。

(運営)

第7条 検討会の運営についての必要事項はリーダーが定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年1月14日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。